

職場意識改善計画

平成 24 年 5 月 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>計画①労働時間等設定改善委員会の設置の検討し、設置する計画とした。計画②この委員会の名称は、「職場意識改善委員会」などの候補から委員会で決定する。計画③本委員会を平成24年度は、3回から4回程度開催とする。計画④本委員会の構成は、事業主と労働者全員で行うか、または、数名を任命するかなど検討し、決定する予定とする。</p> <p>(2年度目)</p> <p>計画①委員会を平成25年度は、毎月1回開催する計画とする。 ②本委員会の構成は、前年度と同じでよいか等検討し、より良い構成を目指す。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>計画①平成24年度の労働時間等に関する個々の苦情、意見および要望を受け付けるための担当者を選任すること計画②選任された人の氏名等を掲示板に張り出し、周知することとする。計画③担当者への相談などは、業務時間内であっても行うことができるよう配慮できるかどうかを検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>計画①平成25年度の担当者を選任すること計画②選任された人の氏名等を掲示板に張り出し、周知することとする。計画③担当者への相談などは、業務時間内であっても行うことができるよう時間の配慮をするように努める。計画④苦情や意見の受付後、それぞれが納得のできる回答、対応、フォローをうけることができたか、継続して、相談に応じるように配慮する。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>①職場意識改善計画 様式2号および続紙を、改善委員会で全員に対し説明すること。②説明後、質問等を受け付けること。③各人の認め印を押し、周知できたことを確認する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>①職場意識改善計画 様式2号および続紙を、改善委員会で全員に対し説明すること。②説明後、質問等を受け付けること。③各人にコピーを配布し、周知徹底すること。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>ワークライフバランスを職場意識改善に反映させるべく、労働時間の把握、管理と労働基準法の規定などについての研修会を、8月に開催する予定。</p> <p>(2年度目)</p> <p>それぞれのライフスタイルとワーク8ライフバランスを職場意識改善に反映させる、労働時間の設定、管理と労働基準法の規定などについての研修会を年2回程度実施する予定。</p>

職場意識改善計画

取組事項	
<p>3 労働時間等の設定の改善のための措置 (注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。</p>	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇を取得促進するために、①所定休日と有休でミニ休制度を導入する②年末年始、夏季休暇などと計画有給をくみあわせる③現行のお盆休暇8月13日から15日を廃止し、自由に3日間とし、有給休暇を計画的に取得するなど、どのような休み方の希望が多いかなど、調査し委員会等で検討して促進していくこととする。
	(2年度目) 年次有給休暇を取得促進のために、①ミニ休制度②年末年始、夏季休暇の計画付与制度③連続有休休暇の実施に向け、職場改善委員会で検討することとして促進していくこととする。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) ノー残業デーの導入と2か月に1回程度の実施を目標とし、委員会で検討する
	(2年度目) ノー残業デーの導入と毎月1回一斉に実施することを目標とし、委員会で検討する。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 幼稚園、保育園、学童の送り迎えなど、それぞれの労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間を積極的に設定できないか、委員会で実施とルール作りの検討をする
	(2年度目) 前年度に実施した幼稚園、保育園、学童の送り迎えなど、それぞれの労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間への配慮に加え、さらに働きやすい職場環境のための労働時間設定を積極的にできないか、委員会で実施とルール作りの検討をする
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
<p>4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと</p>	<p>(1年度目) ①職場意識改善委員会において、年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入すること。②月60時間以上の残業に対しては、50パーセントの割増率で給与の支払いを行うことを給与規定に明記し、制度化するし、周知すること。③年間5日以上の計画有休の実施を導入し、就業規則に制度として定着させ、また、労使書面協定で定めること。</p>